

## 令和3年11月臨時会

令和3年11月30日（火曜日）

### ◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

#### 出席議員（13名）

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1番 岡田桂司議員  | 2番 齋藤隆議員   | 3番 榎正義議員   |
| 4番 佐藤修二議員  | 5番 吉田芳美議員  | 6番 東海林信弘議員 |
| 7番 阿部恭平議員  | 8番 松田收作議員  | 9番 丹野貞子議員  |
| 10番 木村章一議員 | 11番 石垣光洋議員 | 12番 細矢誓子議員 |
| 13番 漆山光春議員 |            |            |

#### 欠席議員（0名）

### ◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長

齋藤 淳 議事係 長

嶋田 愛 総括主任

### ◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長

河内耕治 副町 長

板坂憲助 教 育 長

真木吉雄 監 査 委 員

後藤 浩 防災・危機管理監兼  
総務課 長

真木秀章 総務課 主幹

牧野隆博 政策推進監兼  
企画財政課 長

宇野 勝 まちづくり推進課 長

矢作 勲 税務町民課 長

堀米清也 健康福祉課 長

増川 仁 農林振興課長併  
農業委員会事務局 長

佐藤晃一 商工観光課 長

須藤俊一 都市整備課 長

今部憲治 上下水道課 長

岸 康彦 会計管理者兼  
会計課 長

鈴木淳子 学校教育課 長

秋場弘昭 生涯学習課 長

## ◎ 議 事 日 程

令和3年11月30日（火） 午前9時開会、開議

### 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議第87号 令和3年度河北町一般会計第8回補正予算について

議第88号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議第89号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案の審議、採決

議第87号 令和3年度河北町一般会計第8回補正予算について

議第88号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議第89号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

閉 会

## ◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

## ◎ 開 議

午前9時

○漆山光春議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和3年11月河北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長から指名します。

2番 齋藤 隆 議員

4番 佐藤 修二 議員

の両名を指名します。

○漆山光春議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期については、本日1日限りにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りとして決定しました。

**○漆山光春議長** 日程第3、議案の上程を行います。

議第87号 令和3年度河北町一般会計第8回補正予算について

議第88号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第89号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、3議案を上程します。

**○漆山光春議長** 日程第4、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** おはようございます。

本日、令和3年11月河北町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中お集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

それでは、本日ご提案申し上げます議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第87号令和3年度河北町一般会計第8回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、国が新型コロナウイルス関連の経済対策の一つとして実施する18歳以下の児童に対する特別給付金事業の実施に伴い1億3,049万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億8,153万円とするものであり、歳出について、3款民生費の児童措置費に、子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る経費を追加するとともに、歳入について、15款国庫支出金に、当該事業に係る補助金を計上するものであります。

次に、議第88号河北町特別職に属する者の

給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、山形県の特別職の期末手当の改定を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を変更し、0.05月分引き下げるものであります。

次に、議第89号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、山形県人事委員会の勧告等を受けた県の対応を踏まえ、一般職の職員の期末手当の支給割合を変更し、再任用以外の職員について0.1月分引き下げ、再任用の職員については0.05月分引き下げるものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました3議案についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**○漆山光春議長** 以上で、提案理由の説明を終わります。

**○漆山光春議長** 日程第5、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

最初に、議第87号令和3年度河北町一般会計第8回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(10番の通告あり)

10番。落ちありませんか。

それでは、「10番木村章一議員」

**○10番(木村章一議員)** 第8回一般会計補正予算で、10ページ、3款2項2目子育て世帯へ

の臨時特別給付金でありますけれども、既に説明などもちょっといただいておりますが、改めてお聞きしたいんですが、幾らをいつ頃までに給付するという予算であるか、明日明日12月議会定例会があるわけですが、その前に緊急に臨時議会を開くということでありますから早急な対応を考えているんだと思うんですが、その辺の日程と金額などをお聞きしたい。

さらに、今年度中にこの後同じ子育て世帯などへのどんな給付を想定されているかについても、お聞きしておきたいと思います。

以上、お聞きします。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 子育て世帯への臨時特別給付金でございますけれども、これは国の経済対策等の閣議決定を受けまして、国の通知に基づきまして予算化させていただいたところでございます。

高校生以下につきまして、できるだけ年内支給というような、そういった早急な仕事になるわけでございますが、どうしてもそのためのいろんな手続等あるいはシステム改修が必要になってきます。

そういったことで、できるだけ我々としても年内支給をするための措置として、今回、臨時議会が、全款関係でありますけれども、ありましたので、今回計上させていただいたところでございます。

日程的なことにつきましては、1人5万円ということで全員協議会の中で説明させていただきましたところでございます。支給につきましては、今のところ中学生以下、いわゆる本則給付の方につきましては、年内支給ということで考えております。

ただ、高校生の方、それから公務員支給の方等につきましては、いわゆる手挙げ方式、申請方式になることで審査が必要になってく

るといこともありますので、年内にはちょっと無理だというふうに考えております。年明け、1月中には支給したいというふうには考えているところでございます。

今後の子育て世帯に対する給付ということでございますけれども、今のところは特に考えているところではございません。

5万円のさらにクーポンでの支給ということがあるんですが、それにつきましては、まだ国のほうで決定されていることではございませんので、それについては今後、定例会になるか臨時会になるか分かりませんが、適宜予算計上させていただくというようになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○漆山光春議長** 「10番木村章一議員」

**○10番（木村章一議員）** 高校生以下ということをおっしゃっていただけますけれども、18歳以下と聞き取っていいのかどうかについて、ちょっと説明してください。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 高校生以下と呼ばせていただきましたのは、国のほうで平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方を、生まれた児童、この方を高校生というように呼んでいるところでございます。

この中には、当然高校生でない方といいますが、働いている方もいらっしゃるんですが、そういう方も対象にはなってくるということで、ご理解いただきたいと思っております。

**○漆山光春議長** 「10番木村章一議員」

**○10番（木村章一議員）** 事情があって、少し高校生になるのが遅れたとかいう方で、19歳になってしまったという、そういった高校生などはどんな扱いになりますか。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 対象が15年4月2日生まれから18年の4月1日生まれの方というこ

とに決定されておりますので、その範囲の方  
ということになります。

**○漆山光春議長** 以上で、10番木村章一議員の質  
疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の  
起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第87号令和3年度河北町一般会  
計第8回補正予算については、原案のとおり  
可決しました。

**○漆山光春議長** 次に、議第88号河北町特別職に  
属する者の給与等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長** それでは、  
議第88号河北町特別職に属する者の給与等  
に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いてご説明申し上げます。

この改正は、山形県が行う特別職の期末手  
当の改定に準じ、議会の議員及び町長等に支  
給する期末手当の支給割合を0.05月分引き下  
げるものであります。

第1条は、河北町特別職に属する者の給与  
等に関する条例の一部を改正するものであり  
ます。

条例中、第4条給与の額及び支給方法に関  
し、期末手当の支給割合について、一般職の  
給与に関する条例を引用している条文を改正  
し、100分の162.5を100分の157.5とするもの  
であります。

次に、第2条は、同じく河北町特別職に属

する者の給与等に関する条例の一部を改正す  
るものであります。

条例中、同じく第4条給与の額及び支給方  
法に関し、令和4年度以降の支給割合につい  
て100分の157.5を100分の160とするもので  
あります。

附則として、この条例は公布の日から施行  
するものであります。ただし、第2条の規定  
は令和4年4月1日から施行するものであり  
ます。

以上、よろしくお願ひいたします。

**○漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。  
質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の  
起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第88号河北町特別職に属する者  
の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定については、原案のとおり可決しまし  
た。

**○漆山光春議長** 次に、議第89号河北町一般職の  
職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長** 議第89号  
河北町一般職の職員の給与に関する条例の一  
部を改正する条例の制定についてご説明申し  
上げます。

この改正は、山形県人事委員会の勧告等に

準じ、河北町一般職の職員の期末手当の支給割合の引下げの改定を行うものであります。

第1条は、河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

条例中、第25条第2項期末手当に関し、その支給割合について100分の125を100分の115とするものであります。

第3項の再任用職員に関する読替規定についても同様の改正を行うとともに、その支給割合について100分の70を100分の65とするものであります。

次に、第2条は、同じく河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

条例中、同じく第25条第2項期末手当に関し、令和4年度以降の支給割合を100分の115を100分の120に改正するものであります。

第3項の再任用職員に関する読替規定についても同様の改正を行うとともに、その支給割合について100分の65を100分の67.5とするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。ただし、第2条の規定は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第89号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 以上で、本臨時会に付議された事件は、全て議了しました。

これをもって、令和3年11月河北町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前9時16分 閉会



会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和3年11月

河北町議会議長 漆山光春

河北町議会署名議員 齋藤隆

河北町議会署名議員 佐藤修二